

雇用保険（失業保険）を受給時の注意事項

雇用保険（失業保険）を受給時の給付金は健康保険組合における収入に入ります。

「雇用保険申告書」で受給の確認をいたしますが、申告内容は変更ができませんので下記内容を確認の上、ご記入ください。

また認定後の雇用保険の手続き、書類提出、受給開始・終了による健康保険組合への手続きは速やかにお願いたします。

雇用保険（失業保険）を受給する場合は、

※1 特定受給資格者・特定理由離職者の該当・不該当、

受給時の※2 基本手当日額により扶養認定できない期間がありますのでご注意ください。

※1 特定受給資格者・特定理由離職者とは

会社都合の退社、派遣労働者など期間の定める労働契約が更新されなく退社した、配偶者の転勤で自己退社したなどハローワークがやむを得ない理由により離職したと判断した場合が該当。

上記に該当する場合で下記の基本手当日額が基準を超える場合は給付制限期間がないため受給後に扶養申請をお願いいたします。

※2 基本手当日額とは

退職前の賃金日額に給付率をかけたもので、基本手当日額が60歳未満3,611円（130万円÷360日）、60歳以上・障害年金受給者4,999円（180万円÷360日）を超える場合は、健康保険組合における収入が見込額で判断するため、受給期間がたとえ3か月間でも扶養の収入基準額を超えますので、受給期間は認定ができません。大概の方がこの日額以上に該当していますので受給時には、扶養から外れる手続きが必要になります。

また上記日額未満の方は受給中でも扶養認定ができます。

→ご自身の資格内容は管轄のハローワークへお尋ねください。

<雇用保険の受給と扶養認定期間>

雇用保険受給資格内容	雇用保険手続き中			年間収入見込額130 (180)万円未満の場合
	待期間 (7日間)	給付制限期間 (2カ月間～個々 により異なる)	受給期間 (3か月間～個々により 異なる)	
①特定受給・特定理由者でなく (自己退社)かつ 基本手当日 額3,611円(4,999円)を超える	認定可		認定不可	認定可
②特定受給・特定理由者であり かつ 基本手当日額3,611円 (4,999円)を超える	認定不可(給付制限期間がないため)			認定可
③基本手当日額3,611円(4,999 円)以下 (特定受給・特定理由 者該当不該当に関わらず)	認定可			

退職▲

▲受給開始

▲受給終了